

第一編 建設業許可について

1 建設業の許可と種類

(1) 建設業とは―法第2条―

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことをいい、(3)に掲げるとおり29業種に分かれています。

なお、ここでいう請負とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることをいいます。したがって、雇用、委任、建売住宅の売買などと基本的に異なる考え方をとっていますのでご注意ください。

(2) 許可を必要とする者―法第3条―

建設業を営もうとする者は、下記に掲げる軽微な工事を除いて、29種の建設業の種類(業種)ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

許可を受けなくてもできる工事(軽微な工事)

建築一式工事で 右のいずれかに 該当するもの	(1) 1件の請負代金が1,500万円未満の工事(消費税を含んだ金額) (2) 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延面積が150㎡未満の工事 (主要構造部が木造で、延面積の1/2以上の居住の用に供すること。)
建築一式工事以 外の建設工事	1件の請負代金が500万円未満の工事(消費税を含んだ金額)

(3) 建設工事と建設業の種類

略 号	建設工事の 種 類	建 設 業 の 種 類	内 容	例 示
土	土 木 一 式 工 事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	トンネル工事、橋梁工事、ダム工事、護岸工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建	建 築 一 式 工 事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	建物の新築工事、増改築工事、建物の総合的な改修工事等、一式工事として請負うもの。(建築確認を必要とするもの。)
大	大 工 工 事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左 官 工 事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
管	管 工 事	管 工 事 業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸構造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

〔補足〕 建設工事区分の考え方

各業種間における類似した建設工事の区分については、下記の内容を参考としてください。

1 土木一式工事

- (1)「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- (2)上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

2 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

※一式工事とは・・・

工作物の建設を一体的に請負い、総合的な企画、指導、調整を行う工事を指します。そのため、土木一式工事、建築一式工事に該当するのは原則として元請で請負う工事に限られます。

なお、土木一式工事、建築一式工事は必ずしも2以上の専門工事が組合わせであることが要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。

3 左官工事

- (1)防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- (2)ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- (3)『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

4 とび・土工・コンクリート工事

- (1)『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であ

る。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

- (2) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- (3) 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- (4) 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- (5) 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- (6) 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- (7) 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- (8) 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- (9) トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

5 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

6 屋根工事

- (1) 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』でなく『屋根工事』に該当する。
- (2) 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- (3) 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

7 電気工事

- (1) 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- (2) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

8 管工事

- (1) 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (4) 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- (5) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が

『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- (6) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分する。

9 タイル・れんが・ブロック工事

- (1) 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- (2) 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。
- (3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

10 鋼構造物工事

- (1) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- (2) ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- (3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

11 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス

圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

1 2 舗装工事

- (1) 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

1 3 板金工事

- (1) 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- (2) 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

1 4 塗装工事

「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

1 5 防水工事

- (1) 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

1 6 内装仕上工事

- (1) 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- (2) 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- (3) 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

1 7 機械器具設置工事

- (1) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』、等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- (2) 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。
- (3) 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- (4) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

1 8 電気通信工事

- (1) 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- (2) 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。

なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は『電気通信工事』に該当しない。
- (3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

1 9 造園工事

- (1) 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- (2) 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- (3) 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- (4) 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- (5) 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

2 0 水道施設工事

- (1) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の

区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

2.1 消防施設工事

- (1) 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- (2) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

2.2 清掃施設工事

- (1) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

2.3 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

<参考>

次のものは建設工事に含まれないので、注意してください。

- ・ 産業廃棄物等の収集、運搬業務
- ・ 樹木の剪定、除草、抜根、伐採
- ・ 道路維持管理業務委託
- ・ ビル清掃などの清掃業務
- ・ 自社施工
- ・ 船舶や航空機など、土地に定着しない動産の築造、設備機器取付
- ・ 工事現場で作業に従事する人員の供出（いわゆる人工出し、常備契約、応援）
- ・ 建設機械リース（オペレーターが付かない）
- ・ 除雪
- ・ 測量、設計、地質調査
- ・ 電気設備・消防施設・機械設備の保守点検業務
- ・ 消耗部品の交換

なお、判断に迷う場合には、各土木事務所総務班（建設業担当）又は事業管理課建設業振興・指導班にご相談ください。

（４）附帯工事―法第４条―

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます。（附帯工事自体が独立の使用目的に供されるものではありません。）

しかし、附帯工事であって 500 万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で自ら施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることになります。

2 許可の種類－法第3条－

(1) 知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

イ 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

ロ 国土交通大臣許可

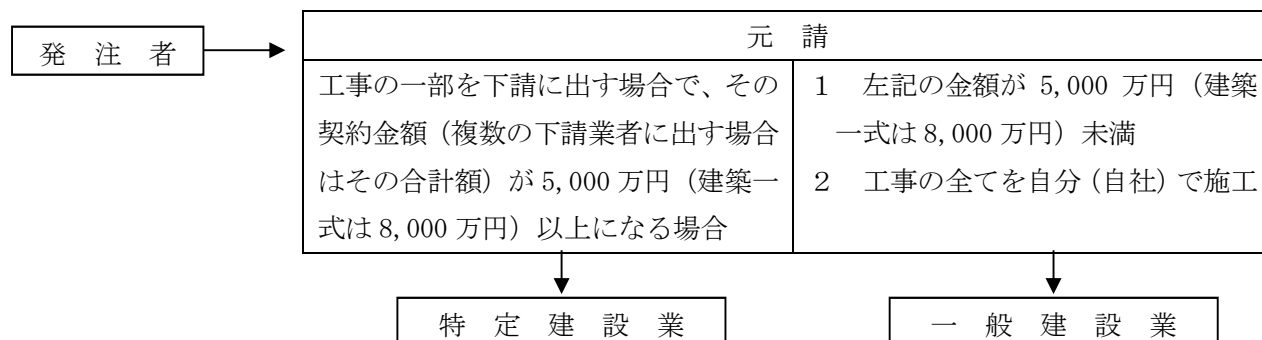
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

(注) 営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 建設業の経営経験を有する役員等（建設業法施行規則第7条第1号の要件を満たす者）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 営業所技術者等が常勤していること。

(2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。また、特定建設業の許可を取得する場合、営業所には特定営業所技術者を置く必要があります（営業所技術者等については18pを参照）。

【注8】〔指定建設業について〕

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の特定営業所技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

3 許可の有効期間―法第3条―

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業する場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きを行えば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）―法第7・8・15条―

許可を受けるためには、次の5つの項目の資格要件を備えていることが必要です。

- 1 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していること。（法第7条第1号（一般建設業）、第15条第1号（特定建設業））

- （1）経營業務の管理責任者（体制）として国土交通省令（建設業法施行規則（以下「規則」という。））

で定める基準に適合する者であること。（規則第7条第1号【一般建設業・特定建設業共通】）

イ 経營業務の管理責任者

常勤役員等のうち1人が①～③のいずれかに該当する者であること。

「常勤役員等」とは

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの

個人である場合にはその者又はその支配人

「役員」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。

- ① 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

「経營業務の管理責任者」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等の営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者

- ② 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者

「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等の営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者

「経營業務を執行する権限の委任を受けた者」とは

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として専任された者（例：執行役員）

- ③ 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

「経營業務の管理責任者を補佐する業務」とは

建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般

ロ 経營業務の管理責任体制

①及び②の要件**全て**に該当すること。

- ① 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること

- 1** 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者

「財務管理の業務経験」とは

建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験

「労務管理の業務経験」とは

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続を行う部署におけるこれらの業務経験

「業務運営の業務経験」とは

会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験

- 2** 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

- ② ①の常勤役員等を直接に補佐する者が、それぞれ次の業務経験を5年以上有する者であること。(ただし、許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする「建設業を営む者」にあつては当該「建設業を営む者」における建設業の業務経験に限る。)

- 1** 財務管理の業務経験

- 2** 労務管理の業務経験

- 3** 業務運営の業務経験

※ 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算することができる。

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの

【経営常務の管理責任者（体制）の基準一覧】

経験期間 の地位	建設業に関する 経営業務の管理 責任者	建設業に関する経営業務の管理責 任者に準ずる地位		建設業に関する 役員又は役員等 に次ぐ職制上の 地位	役員等（建設業 以外の職種を含 む）
経験の内 容	経営業務の管理 責任者としての 経験	経営業務を執行 する権限の委任 を受けた者とし て経営業務を管 理した経験	経営業務の管理 責任者を補佐す る業務に従事し た経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合 は財務管理・労務管理・業務運営 のいずれかの経験に限る）	
経験年数	5 年以上		6 年以上	5 年以上 （建設業に関する役員等の経験 2 年以上含む）	
常勤役員 等を直接 補佐する 者				建設業の財務管理・労務管理・業 務運営についてそれぞれ業務経験 5 年以上の者 （1 人の者が複数の経験を兼ねる ことが可能）	
根拠法令 （規則）	第 7 条第 1 号イ （1）	第 7 条第 1 号イ （2）	第 7 条第 1 号イ （3）	第 7 条第 1 号ロ （1）	第 7 条第 1 号ロ （2）

（2）社会保険加入事業所として、次のいずれにも該当する者であること。（規則第 7 条第 2 号）【一般建設業・特定建設業共通】

- イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 3 項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 19 条第 1 項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 13 条第 1 項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に關し、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 141 条第 1 項の規定による届書を提出した者であること。

2 営業所ごとに営業所技術者等を置いていること。(法第7条第2号(一般建設業)、法第15条第2号(特定建設業))

「営業所技術者等」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいう。

2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「営業所技術者等」を兼ねることができる。

営業所技術者等は、建設業の他社の技術者、管理建築士及び宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできない。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができる。

許可を受けることができる建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により必要となる技術資格要件の内容が異なる。また、特定建設業の許可を取得した建設業者の営業所に置かれる営業所技術者は、「特定営業所技術者」と呼ばれる。営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりである。

一般建設業の営業所技術者となり得る 技術資格要件(次の①～③のいずれか)	特定建設業の特定営業所技術者となり得る 技術資格要件(次の①～③のいずれか)
① 一定の国家資格等【注1】を有する者 ② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者 ・大学又は高等専門学校の指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 ・高等学校又は中等教育学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の専門士又は高度専門士を称するもので指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ・一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後3年以上の実務経験を有する者 ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。 ・二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後5年以上の実務経験を有する者 ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】	① 一定の国家資格等【注1】を有する者 ② 一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除く。 ③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査

③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注５】を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者	【注５】を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業【注８】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注９】
--	---

【注１】 営業所技術者等となり得る国家資格者等一覧（P. 72～77）

【注２】 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《建設業許可事務ガイドラインについて》

【注３】 指定学科一覧（P. 70）

【注４】 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（P. 29）

【注５】 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課にお問い合わせ下さい。

【注６】 以下についても４，５００万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

- ・昭和５９年１０月１日前に請負代金の額が１，５００万円以上４，５００万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・昭和５９年１０月１日以降平成６年１２月２８日前に請負代金の額が３，０００万円以上４，５００万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

【注７】 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて》

【注８】 指定建設業とは以下のとおり。

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業計７業種

【注９】 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたもので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

3 法人の役員等及び政令で定める使用人（支店長、営業所長等）又は個人及び政令で定める使用人（支配人）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする恐れが明らかな者でないこと。（法第7条第3号【一般建設業・特定建設業共通】）

「役員等」とは

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者

「不正又は不誠実な行為」とは

請負契約の締結又は履行における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為や、工事内容、工期等請負契約に違反する行為

建設業法、建築士法、宅地建物取引法等で「不正な行為」又は「不誠実な行為」を行ったことにより、免許等の取消処分を受け、又は営業の停止等の処分を受けて5年を経過しない者は、誠実性のない者として取り扱われる。

4 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。(法第7条第4号(一般建設業)、法第15条第3号(特定建設業))

一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
倒産することが明白でなく、かつ、イ、ロ又はハのいずれかに該当すること。 イ 自己資本の額が500万円以上あること。 「自己資本」とは 法人の場合：純資産合計額 個人の場合：期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額 ロ 500万円以上の資金調達能力があること。 「資金調達能力」とは 担保とすべき不動産を有していること等により金融機関から資金の融資が受けられる能力 (提出書類：取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書等(申請受理前1か月以内のもの)) ハ 許可申請直前の過去5年間宮城県知事許可を受けて継続して営業した実績があること。 ※ 新規に許可を受けてから初めての更新では、申請日時点で許可年月日から起算して5年に満たないため、この要件によることはできない。イ又はロによることが必要。	倒産することが明白でなく、かつ、申請時直近の貸借対照表(定時株主総会の承認を得たもの)において次の全ての要件に該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 ロ 流動比率が75%以上であること。 ハ 資本金の額が2,000万円以上であること。 ※ 申請日までに増資を行うことで基準を満たすことも可能(増資後の登記事項証明書を添付すること) ニ 自己資本の額が4,000万円以上であること。 ※ 新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当する。 ※ 決算期を変更すれば財産的基礎を満たす場合には、変更後の決算期における変更届出書の提出が必要。(定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付)

【特定建設業の財産的基礎の計算式】

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にあてはめて判断する (繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす) $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$ 繰越利益剰余金のマイナスをとる	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主貸勘定} + \text{事業主借勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資 本 金	資 本 金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円 (預金残高証明書による)

5 欠格要件等に該当しないこと。(法第8条【一般建設業・特定建設業共通】)

次のいずれかに該当する場合は、許可を受けられない。

※ 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書等により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、欠格事由に該当しない場合がある。詳細は個別の相談による。

(1) 法人・法人の役員等、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次に掲げる事由に該当しているとき。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者

ハ 許可の取消を逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者

ニ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ 禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ヘ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事の施工等に関する法令のうち政令（→建設業法施行令第3条の2）で定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ト 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）

チ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令（→建設業法施行規則第8条の2）で定めるもの

リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。